

A. 研究費開発費等

臨床研究法、医薬品医療機器等法におけるGCP/GVP/GPSP省令等の公的規制や各種指針のもとで実施される研究・調査等に要した費用が含まれます。

項目	件数	公開内容（表記例）
A1. 特定臨床研究費（※1）		¥ 100,000
A2. 倫理指針に基づく研究費（※3）		-
A3. 臨床以外の研究費（※5）		-
A4. 臨床試験費（治験費）		-
A5. 製造販売後臨床試験費		-
A6. 不具合・感染症症例報告費		-
A7. 製造販売後調査費		-
A8. その他研究開発関連費用	1件	-

※1)「特定臨床研究費」とは、臨床研究法に定義される特定臨床研究の契約に基づいて支払った費用をいう。

(※2)「臨床研究識別番号」「資金の提供先」「研究実施医療機関名」「研究責任医師名」等を公開する。

(※3)「倫理指針に基づく研究費」の「倫理指針」とは、“人を対象とする医学系研究に関する倫理指針”を指す。

(※4)「提供先施設等の名称」は契約内容に基づいて、「施設名」「施設内組織名」「個人の所属・役職・氏名」を公開する。

(※5)「臨床以外の研究費」とは、特定臨床研究、倫理指針に基づく研究、臨床試験(治験)及び製造販売後調査等以外の研究であり、いわゆる「基礎研究」などに要した費用をいう。

B. 学術研究助成費

学術振興や研究助成等を目的として行われる奨学寄附金、一般寄附金、及び学会等の会合開催を支援するための学会等寄附金、学会等共催費等が含まれます。なお、「B4. 学会等共催費等」には、会合開催に付随するセミナー等の共催費、広告掲載料、出展料等が含まれます。

項目	件数	公開内容（表記例）
B1. 奨学寄附金		-
B2. 一般寄附金		¥ 100,000
B3. 学会等寄附金		-
B4. 学会等共催費等		¥ 5,924,563

C. 原稿執筆料等

自社医療機器の適正使用等に関する情報提供のための講演、原稿執筆や監修、その他のコンサルティング等の業務委託の対価として支払う費用が含まれます。

項目	件数	公開内容（表記例）
C1. 講師謝金	1件	¥ 50,623
C2. 原稿執筆料・監修料	-	-
C3. コンサルティング等業務委託費	5件	¥ 460,669

D. 情報提供関連費

医療関係者に対する自社医療機器の適正使用、安全使用のために必要な講演会、模擬実技指導、説明会等の費用が含まれます。

項目	件数	公開内容
D1. 講演会等会合費	-	-
D2. 説明会費	-	-
D3. 医学・医療工学関連文献等提供費	-	-

E. その他の費用

社会的儀礼としての接遇等の費用が含まれます。

項目	件数	公開内容
E1. 接遇等費用		¥ 137,243